

## 平塚市子ども・子育て会議運営要綱

(趣旨)

第1条 平塚市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第4号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、平塚市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条の規定により市長が委嘱する委員は、別表第1に掲げる者とする。

(部会の所掌事務)

第3条 条例第8条の部会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を調査審議する。

- (1) 別表第2に掲げる者で組織する子育て支援事業推進部会 平塚市子ども・子育て支援事業計画の推進に関する事項
- (2) 別表第3に掲げる者で組織する公立園の在り方検討部会 平塚市の公立幼稚園及び公立保育所の在り方に関する事項

(部会の議長及び副議長)

第4条 部会に議長及び副議長1人を置き、部会委員の互選により定める。

- 2 議長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第5条 部会は、議長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ部会を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の意見等の聴取)

第6条 議長は、部会の運営上必要があると認めるときは、部会に部会委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、健康・こども部保育課で処理する。

(部会の委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、議長が部会

に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成30年2月15日）から施行する。

#### 別表第1（第2条関係）

##### 平塚市子ども・子育て会議

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市医師会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
平塚商工会議所の代表者
西湘地域労働者福祉協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者

公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者

別表第2（第3条関係）

子育て支援事業推進部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市内の放課後児童クラブの運営者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
平塚市小学校長会の代表者
平塚市地域教育力ネットワーク協議会の代表者
神奈川県平塚保健福祉事務所の代表者
神奈川県平塚児童相談所の代表者
公募に応じた市民

別表第3（第3条関係）

公立園の在り方検討部会

区分
学識経験者
平塚民間保育園連盟の代表者
平塚市民生委員児童委員協議会の代表者
平塚市私立幼稚園協会の代表者
公募に応じた市民
公立幼稚園の保護者の代表者
私立幼稚園の保護者の代表者
公立保育所の保護者の代表者
私立保育所の保護者の代表者